

東近江行政組合休日急患診療所の設置等に関する条例

昭和52年11月1日
中部地域消防組合条例第6号

改正 昭和58年3月10日 条例第2号
昭和59年12月27日 条例第5号
昭和62年9月10日 条例第6号
平成3年3月1日 条例第5号
平成3年9月30日 条例第16号
平成10年3月12日 条例第1号
平成16年12月28日 条例第8号
平成20年7月8日 条例第4号
平成25年3月15日 条例第3号
平成25年7月1日 条例第7号
平成26年3月13日 条例第5号
平成27年10月5日 条例第8号

(設置)

第1条 休日等において、救急医療を必要とする者に対し、応急的な診療を行うため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に定める診療所を設置する。

(平20条例4・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東近江行政組合 近江八幡休日急患診療所	近江八幡市出町381番
東近江行政組合 東近江休日急患診療所	東近江市中小路町483番4

(平16条例8・平25条例3・平26条例5・一部改正)

(診療の範囲)

第3条 東近江行政組合休日急患診療所（以下「休日診療所」という。）は、次の各号に掲げる診療を行うものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の投与及び支給
- (3) 処置及びその他の治療

(診療日)

第4条 休日診療所の診療日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に定める休日をいう。)
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- (4) 土曜日 (前2号に掲げる日を除く。)。ただし、近江八幡休日急患診療所に限る。

(平20条例4・一部改正)
(平27条例8・一部改正)

(職員)

第5条 休日診療所に必要な職員を置く。

(診療費用)

第6条 診療費用の額は、健康保険法 (大正11年法律第70号) 第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した額とする。

2 前項の規定により算定することができないものは、規則で定める。

(平20条例4・一部改正)

(手数料)

第7条 休日診療所において、特定の者の請求により診断書又は証明書 (以下「診断書等」という。) を交付するときは、手数料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する手数料の額は、別表のとおりとする。

(診療費用等の徴収方法及び減免)

第8条 診療費用及び手数料 (以下「診療費用等」という。) は、診療又は診断書等の交付の際に徴収する。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、診療費用等を減免することができる。

3 偽りその他不正の手段によって前項の減免を受けた者に対しては、その料金を追徴する。

(委員会の設置)

第9条 休日診療所の円滑な運営と診療に起因する事故等について審議調査又は建議するため東近江行政組合休日急患診療所運営委員会並びに医薬品等の適正な使用及び管理を図るため東近江行政組合休日急患診療所薬事委員会を置く。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年3月10日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年12月27日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額で納付したものについては、改正後の中部地域消防組合休日急患診療所の設置等に関する条例第6条の規定により算定した額とみなす。

付 則 (昭和62年9月10日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年9月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年12月28日条例第8号)

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

付 則 (平成20年7月8日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月15日条例第3号)

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月13日条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月5日条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表

手数料

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 普通診断書 | 1通につき500円 |
| (2) 死亡診断書(死体検案書) | 1通につき1,000円 |
| (3) その他の診断書 | 1通につき500円から3,000円まで |
| (4) 証明書 | 1通につき500円から3,000円まで |
| (5) 前各号につき2通以上を交付するときは1通の手数料の額に1通をこえる1通ごとにそれぞれ当該手数料の2分の1の額を加えた額を徴収する。 | |